

Ⅲ.-5:208 条 新債務者の追加

第三者は、債務者と合意することによって、追加的に債務者となることができる。この場合において、旧債務者と新債務者は連帯責任を負う。

コメント

完全な交替や不完全な交替とは異なり、新債務者の追加は旧債務者を免責しない。両債務者は連帯責任を負う。債権者が不利益を受けることはないので、債権者の合意は必要ではない。しかしながら、何人も利益（または利益と思われるもの）の受領を強制されないという原則と一致させるために、債権者は、債務者の追加を知った後直ちにであれば、追加された債務者に対する権利〔の取得〕を拒絶することができる。Ⅲ.-5:203 条（債権者の承諾）を参照。

一方、旧債務者の合意は必要である。その理由は、追加により旧債務者の立場が変化するからである。債務者は一連の連帯責任の規律に縛られるが、債務者はそのことを望まないかもしれない。債務者は、債務の履行について制御できなくなり、債務者の選んだものではない人との法律関係の当事者になる。その論拠は、新債務者への交替に対して債務者の合意を必要とする論拠と似ている。連帯責任を負う新債務者の追加は、旧債務者にとって純粋な利益となるとは限らず、とりわけ非金銭債務の場合、不利益となる場合もある。新債務者がその関係に入ってくると、旧債務者はその参入と二数債務者間の関係を規律する規定について発言権をもつべきである。基礎にある原則は、当事者自治の原則である。人は、誰とどのような内容で法律関係に入るかを選ばなければならない。時には、債権譲渡の場合のように、この原則は、財産の自由な流通の原則に譲歩するが、それには債務者の保護という重大な留保条件が付く。この場面では、そのような対抗原則は存在しない。

第三者が追加的な債務者となることを債権者と第三者が望んでいるのに旧債務者が承諾を拒絶するとすればどうなるか。いくつかの可能性がある。目的が人的担保を提供することであれば、Ⅳ編 G 部の規定（Ⅳ.G.-1:103 条（債権者の承諾）を参照）に従って、債務者の承諾がなくても、債権者との契約により、または、一方的な引受けにより、第三者がそのような担保を提供することを妨げる理由はない。第三者が債務者の債務を弁済しただけであれば、Ⅲ編 2 章 107 条（第三者による弁済）によって可能である。債権者と新債務者が契約を結んで、新債務者が旧債務者の債務と同額を支払うことを引き受け、[p. 1100] 弁済の受領により旧債務者を免責することを約することは妨げられない。こうした法技術はいずれも、原契約関係の当事者の変更を含まない。

連帯責任の任意規定は、各債務者間では等しい割合の責任を負うというものであるが（Ⅲ.-4:106（連帯債務者間の内部負担割合））、債務者間の合意で変更可能である。これは債権

者には影響を与えない。

ノート

1. 債務の重畳的な引き受けという方技術は、ヨーロッパ法体系では良く知られている。しかしながら、その細部は異なる。Ⅲ.-5:202 条（交換又は追加の種類）のノートを参照。